○国土交通省令第五十六号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十九条ノ三第一項の規定に基づき、船舶安全法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年六月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

船舶安全法施行規則の一部を改正する省令

船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第七項第九号中「静岡県石廊崎から三重県新宮川口右岸突端」を「東京都式根島南端から三重県沢埼」に、「陸岸」を「本州の海岸から二十海里の線」に改め、同項第十七号を同項第二十一号とし、同項第十六号中「勇払川口」を「静内川口」に、「尻屋埼」を「大間埼」に改め、同号を同項第十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十　北海道苫小牧灯台から百六十九度に引いた線並びに北海道及び本州の各海岸から二十海里の線により囲まれた水域

第一条第七項中第十五号を第十八号とし、第十四号を第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

十七　新潟県角田岬から十三度に引いた線及び本州の海岸から二十海里の線により囲まれた水域

第一条第七項中第十三号を第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

十五　京都府成生岬から二十二度に引いた線及び本州の海岸から二十海里の線により囲まれた水域

第一条第七項中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十　静岡県御前埼灯台から二百三十六度に引いた線及び本州の海岸から二十海里の線により囲まれた水域

第一条第七項に次の一号を加える。

二十二　宮城県金華山東端から百八十九度に引いた線及び本州の海岸から二十海里の線により囲まれた水域

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第五十七号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第八十九号）の一部の施行に伴い、並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第五十三条第一項及び国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第六項の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十五年六月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第七項中「第四十二条の二十六」を「第四十二条の十五」に改める。

第一号の四の五様式裏面中「第九条の十八第一項」を「第九条の十八第一項又は第四十二条の二十五第一項」に改める。

（海上保安庁組織規則の一部改正）

第二条　海上保安庁組織規則（平成十三年国土交通省令第四号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とする。

附　則

この省令は、平成二十五年十月一日から施行する。

○国土交通省令第五十八号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項及び第二十九条ノ八の規定に基づき、船舶設備規程の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年六月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

船舶設備規程の一部を改正する省令

船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）の一部を次のように改正する。

第百十条第一項中「であつて総トン数五〇〇トン以上のもの」を「（総トン数二〇〇トン未満の船舶であつて国際航海に従事しないもの及び二時間限定沿海船を除く。）」に改める。

第百十一条中「船員室等」を「遠洋区域、近海区域又は沿海区域を航行区域とする船舶（総トン数二〇〇トン未満の船舶であつて国際航海に従事しないもの及び二時間限定沿海船を除く。）の船員室等」に、「は、次表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に定める数値」を「（以下この条において「船員室等の高さ」という。）は、二・〇三メートル」に改め、ただし書及び表を削り、同条に次の二項を加える。

2　前項に規定する船舶以外の船舶の船員室等の高さは、一・八メートル以上でなければならない。

3　管海官庁が船舶の構造、航海の態様等を考慮してやむを得ないと認める場合における当該船舶の船員室等の高さについては、前二項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによるものとする。

第百十五条の二第一項中「五〇〇トン」を「二〇〇トン」に、「従事する旅客船以外のもの」を「従事しないもの、二時間限定沿海船」に改める。

第百十五条の三第一項中「であつて総トン数五〇〇トン以上のもの（」を「（総トン数二〇〇トン未満の船舶であつて国際航海に従事しないもの、二時間限定沿海船及び」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（冷房装置）

第百十五条の三の二　遠洋区域、近海区域又は沿海区域を航行区域とする船舶（総トン数二〇〇トン未満の船舶であつて国際航海に従事しないもの、二時間限定沿海船及び係留船を除く。）には、船員室、食堂、事務室、休憩室、診療室、病室、無線電信室、船橋及び機関制御室を有効に冷房できる空気調和装置又はこれに類似した装置を設けなければならない。

2　前項に規定する船舶以外の船舶には、同項に規定する場所を冷房できる適当な装置を設けなければならない。

第百十五条の四の二を第百十五条の四の三とし、第百十五条の四の次に次の一条を加える。

（照明装置）

第百十五条の四の二　船員室等、船橋及び機関制御室には、照明装置を設けなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の構造、航海の態様等を考慮してさしつかえないと認める場合は、この限りでない。

第二編第四章第二節中第百十五条の六の前に次の一条を加える。

（船員室の広さ）

第百十五条の五の二　遠洋区域、近海区域又は沿海区域を航行区域とする旅客船（総トン数二〇〇トン未満の船舶であつて国際航海に従事しないもの及び二時間限定沿海船を除く。）の船長及び職員（船員法（昭和二十二年法律第百号）第三条に規定する職員をいう。以下同じ。）の船員室の床面積は、次表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に定める数値以上でなければならない。

区分	船員室の床面積（平方メートル）
甲板部、機関部、無線部、事務部その他の各部の最上位にある職員（以下「各部の最上位職員」という。）以外の職員	七・五
船長及び各部の最上位職員	八・五